2760地区　2026-27年度　クラブ職業奉仕委員長会議兼セミナー

2026.10.29

弁護士と四つのテスト

あまロータリークラブ　山田　朝子

１　自己紹介

昭和４７年　出生（名古屋市）

平成７年　岐阜大学農学部卒業　財団法人入職

平成１９年　弁護士登録　愛知県弁護士会入会

平成２２年　青森県弁護士会に登録

（つがるひまわり基金法律事務所）

平成２５年～　愛知県弁護士会に登録

あま市に山田裕也法律事務所開設



２　弁護士法

（弁護士の使命）

第１条　弁護士は、**基本的人権を擁護**し、
社会正義を実現することを使命とする。



４　弁護士職務基本規程と四つのテスト

弁護士職務基本規程

（信義誠実）

第５条　弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

四つのテスト

１真実かどうか

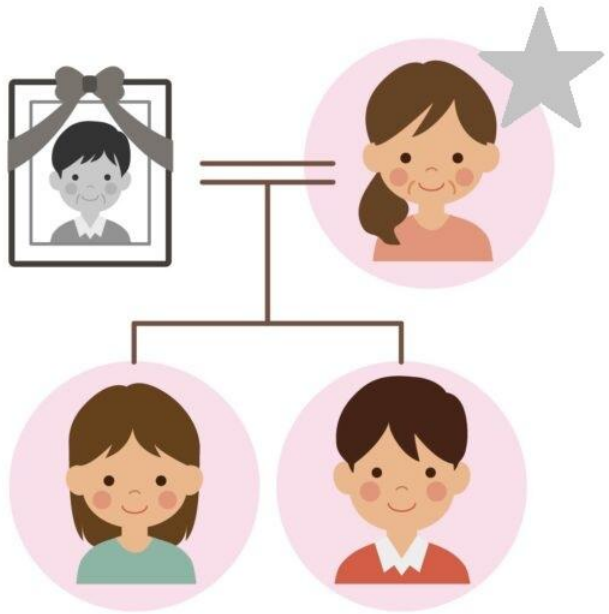
２みんなに公平（FAIR）か

３好意と友情を深めるか

４みんなのためになるかどうか

弁護士は、依頼者を守ってくれるのでは？

【遺産分割】母が他界（父は先に他界）。相続人は姉（依頼者）と弟のみ。遺産は、自宅（土地建物）のみ。弟一家が母と同居していた。



①弟は、自宅の時価の２分の１を姉に支払う（代償金）

→弟に、一括で支払う資力はない

②自宅をそれぞれ持分２分の１とする

→最終的には自宅を売却して分けることになる

年齢

「依頼者のため」

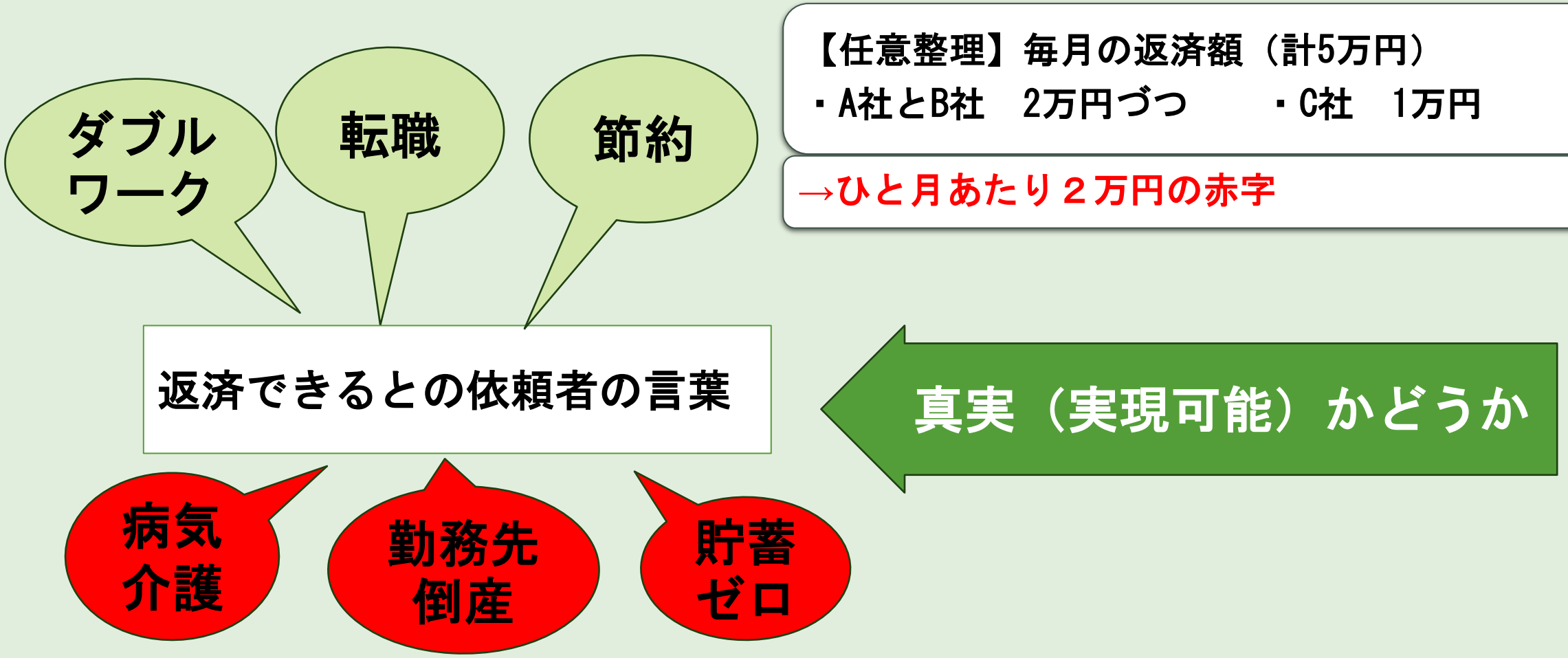
親戚
付き合い

【代償金総額】時価の２分の１から減額

【支払方法】頭金＋残りは分割

みんなのためになるか
どうか

【借金】A社120万円、B社120万円、C社60万円、総額300万円の借金がある。パート収入は月15万円で、生活費を引いた残りは3万円。



【親子交流】離婚後、父（元夫）が、依頼者（母・元妻）が養育する娘（幼稚園児）との面会を求めてきた。

①母が難色を示す理由（ＤＶなど）

→面会の立ち合い拒絶（父と接触したくない）

②子の気持ち・アイデンティティ

→「会ってもいい」から「会いたくない」へ

協力者（親戚・第三者機関）の存在

民法７７６条１項「子の**利益**を最も優先して考慮」

⇔「子の**要望**」ではない

・交流する場所（遊園地）
・父の意識改革

父との面会を拒むことが、母・子・社会（みんな）にとって、よいことかどうか